

2023年（令和5年）3月10日

弁護士（当会会員）に対する懲戒調査請求について
（事前公表）

第二東京弁護士会
会長 菅 沼 友 子

当会は、下記の会員について、弁護士法第56条第1項に規定する弁護士の品位を失うべき非行があると思料し、弁護士法第58条第2項及び第二東京弁護士会会則第57条第1項に基づき、綱紀委員会に事案の調査を命じたので、懲戒手続の事前公表に関する会規に基づき公表します。

1 当会が懲戒調査請求をした会員（対象弁護士）

氏 名 小田 昌慶（おだ まさよし）

登録番号 第47867号

事務所 東品川法律事務所

2 懲戒調査請求をした年月日

2023年（令和5年）3月9日

3 懲戒調査請求の要旨

- (1) 対象弁護士は、依頼者Aから受任した貸金返還請求事件に関し、相手方から支払いを受けることができなかった6000万円の和解金債権について、譲渡代金を他の依頼者に対する弁償金等に充てる目的で、令和3年10月下旬頃、依頼者Aに無断で、第三者に対して3200万円で債権譲渡をし、同金員を、対象弁護士の預り金口座に振り込ませた。
- (2) 対象弁護士は、一般社団法人日本保釈支援協会に対し、依頼者Bの弁護人として、保釈請求をしていないにもかかわらず、既に裁判所から保釈保証金の額を450万円とする保釈許可決定が出ていると虚偽の事実を伝え、保釈保証金の立替委託を申込み、同協会から、令和5年1月31日に250万円を、同年2月27日に200万円を、それぞれ対象弁護士名義の口座に振り込ませた。
- (3) 対象弁護士は、依頼者Cから受任した損害賠償請求事件に関し、訴訟を提起していないにもかかわらず、依頼者Cに対して提訴済みであるとの虚偽の事実を報告し、その辻褃合わせのため、別事件における裁判所の受付印を使用し、恰も裁判所が訴状の写しに受付印を押印したかのような体裁の書類を作成し、依頼者Cにそれを交付した。

- (4) 上記(1)から(3)の対象弁護士の実行は、弁護士職務基本規程第5条に違反するとともに、弁護士法第2条、弁護士職務基本規程第6条に違反し、弁護士法第56条1項に規定する弁護士の品位を失うべき非行に該当する。

4 当会の相談体制

(1) 市民相談窓口

【予約・問い合わせ】

電話番号：03-3581-2256

月～金（土日祝日・年末年始を除く）

9時30分～16時30分

【電話相談】

月～金（土日祝日・年末年始を除く）

14時～16時（お一人様30分）

※相談は予約制です

(2) 弁護士法人東京フロンティア基金法律事務所（当会が設立や運営を支援している公設事務所）

【予約・問い合わせ】

電話番号：03-5312-2820

月～金（土日祝日・年末年始を除く）

法律相談料30分5,500円

(3) 四谷法律相談センター（東京フロンティア併設の弁護士会法律相談センター）

【予約・問い合わせ】

電話番号：03-5312-2818

月～土（日祝日・年末年始を除く）

法律相談料30分5,500円

以上